

## 東根市建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和基準

東根市

東根市建設工事請負約款第 11 条第 3 項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととする場合について、令和 7 年 1 月 1 日以降、下記の基準で取扱いします。

### 1. 常駐義務緩和を認める場合

発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認め、かつ、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、以下のとおり、現場代理人の常駐義務緩和（「常駐義務不要」及び「別件工事との兼務」）を認めるものとする。

#### （1）常駐義務不要要件

次の各号のいずれかに該当し、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして、請負金額にかかわらず、工事（架設等）現場の常駐は不要とする。ただし、別件工事との兼務は、次の（2）に該当する場合のみとする。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。ただし、この場合、建設工事請負契約約款第 3 条に規定する工程表において、現場着工の時期を明記している場合に限り、別紙承認申請書を省略することができる。
- 二 建設工事請負契約約款第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

#### （2）別件工事との兼務可能要件

次の①、②または③の場合で、かつ別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、別件工事との兼務を認める。

また、このことについては、入札公告等において、「本工事における現場代理人は、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認める」旨を記載するものとする。

なお、契約金額に関わらず、技術的難易度や安全管理、工程管理等を勘案し、発注者が予め兼務を認めることが適当でないと判断する工事については、入札公告等において、「本工事における現場代理人は、別件工事の現場代理人との兼務を認めない」旨を明示するものとする。

- ① 当該工事及び別件工事の両方の工事が建設業法第26条第3項に該当しない場合（工事1件の請負金額が4,500万円未満、ただし建築一式工事にあつては9,000万円未満）は、次の（ア）から（ウ）の全てを満たすこと。
- （ア）当該工事及び別件工事の施工箇所が本市内であること。
  - （イ）当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて3件までとする。ただし、災害復旧に関する工事を1件含む場合は4件まで、災害復旧に関する工事を2件以上含む場合は5件まで兼務できるものとする。なお、この場合、別件工事において兼務できるものは、現場代理人（主任技術者兼務も可）または主任技術者とする。
  - （ウ）当該工事の現場代理人が、現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。
- ② 当該工事または別件工事のいずれか1件以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（工事1件の請負金額が4,500万円以上、ただし建築一式工事にあつては、9,000万円以上）、次の（ア）から（ウ）の全てを満たすこと。
- （ア）当該工事及び別件工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理することができることと発注者より承認されること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。
  - （イ）当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて2件までとする。なお、別件工事において兼務できるのは、現場代理人（主任技術者兼務も可）または主任技術者とする。
  - （ウ）当該工事の現場代理人が、現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。
- ③ 当該工事又は別件工事のいずれか1件以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（②で兼務を認める場合を除く。）、次の（ア）～（ク）の全てを満たすこと。
- （ア）請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。  
※なお工事途中において、請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は、技術者の兼務は認められない。
  - （イ）建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。
  - （ウ）当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
  - （エ）連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

- (オ) 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (カ) 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 17 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。
- (キ) 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (ク) 当該工事の現場代理人(主任技術者又は監理技術者兼務の場合を含む。)が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて 2 件までとする。なお、この場合、別件工事において兼務できるのは、現場代理人(主任技術者又は監理技術者兼務も可)、主任技術者又は監理技術者とする。

### (3) 手続き

工事担当課あてに「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」を 2 部提出し、承認を受けること。ただし、指名競争入札にあつては入札日前日まで、また、一般競争入札にあつては、一般競争入札参加確認申請の提出前までに承認を受けること。

連絡員については、契約締結後、「施工計画書」に記入すること。

### (4) 施行期日

令和 7 年 1 月 1 日

ただし、令和 7 年 1 月 1 日に施工中の工事についても適用するものとする。

また、建設業法施行令の一部改正に伴う専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事の請負代金の額の改正については令和 7 年 2 月 1 日から適用する。

兼務可能な要件

※常駐すべき期間内でも、下記要件を満たし承認を得られれば兼務が可能

①当該工事と別件工事の両方が専任の主任技術者の設置を要しない場合

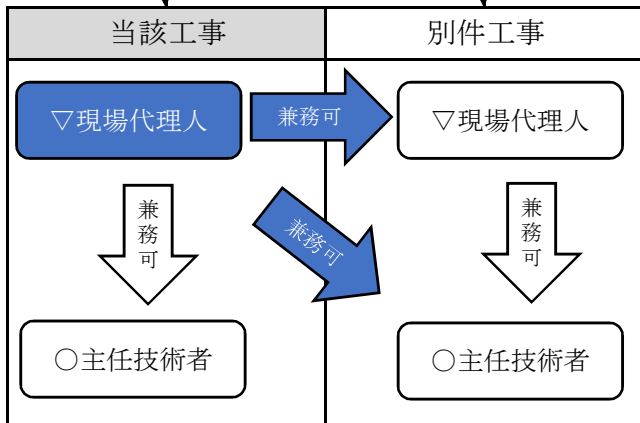
請負金額4,000→4,500万円以上の工事がない  
(建築一式は8,000→9,000万円)

②当該工事と別件工事のいずれか又は両方が専任の主任技術者の設置を要する場合

請負金額4,000→4,500万円以上の工事がある  
(建築一式は8,000→9,000万円)

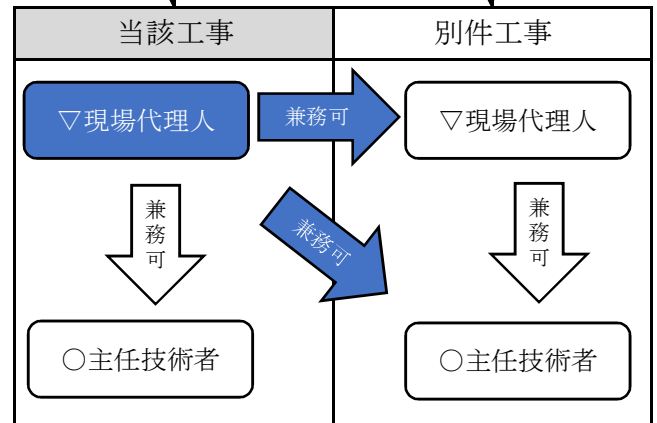
◎施工箇所が本市内

◎一体性若しくは連続性が認められる工事  
又は相互に調整を要する工事  
◎近接した場所において施工



※原則工事3件まで

(災害復旧工事を含む場合、その件数に応じ5件まで)

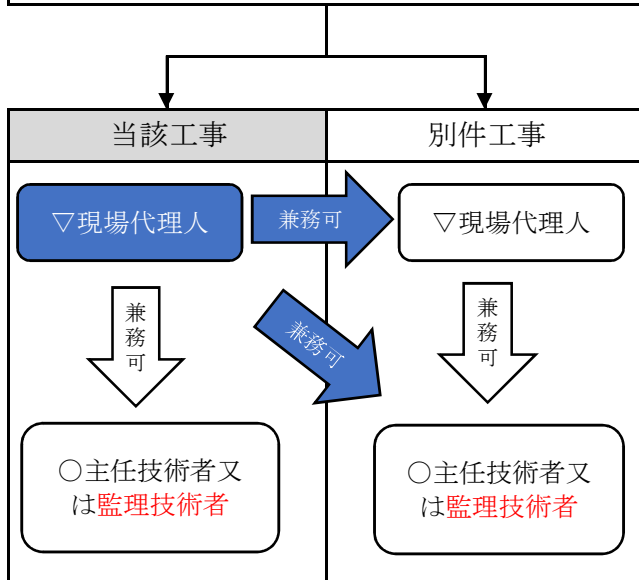


※原則工事2件まで

③当該工事と別件工事のいずれか又は両方が専任の主任技術者・**監理技術者**の設置を要する場合  
(②の場合を除く)

請負金額4,000→4500万円以上の工事がある  
(建築一式は8,000→9,000万円)

◎請負金額が1億円未満  
(建築一式は2億円未満)  
◎現場間の移動時間が片道おおむね2時間以内  
(通常の移動手段による)  
◎下請次数が3次以内  
◎現場状況を音声・映像で確認可能な環境が整備  
◎人員配置等の計画書作成・保存  
◎施工体制が情報通信機器により遠隔から把握可能  
(「監理技術者制度運用マニュアル」)



※工事2件まで

- 注1 「別件工事」の発注者は本市以外でもよいが両方の発注者から承認を得ること
- 2 当該工事の現場代理人が現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと
  - 3 ③の場合、連絡員は一定の要件が必要であること
  - 4 金額要件の引き上げの適用については令和7年2月1日からであること